

令和4年度 緊急対応助成事業（備品購入）交付規程

愛知県中小企業団体中央会

（目的）

第1条 愛知県中小企業団体中央会（以下「本会」という。）が、中小企業組合等（以下「組合」という。）が取り組む新型コロナの感染拡大防止策を踏まえ、ニューノーマルへ対応するための機器・備品の購入又はWEB会議及びDXに対応するためのICT機器導入に係る設備投資に対する助成金について、「令和4年度緊急対応助成事業（備品購入）交付規程」（以下「本規程」という。）に定めるところにより実施するものとする。

（助成対象者）

第2条 本会会員である組合又は賛助会員とする。ただし、次の各号に該当する場合は対象外とする。

- （1）令和3年度緊急対応助成事業（備品購入）において助成を受けた組合
- （2）組合の組合員

（助成の範囲）

第3条 令和4年度緊急対応助成事業（備品購入）に対する助成（以下「助成金」という。）は、組合が新型コロナの感染拡大防止策を踏まえ、ニューノーマルへ対応するための機器・備品の購入又はWEB会議及びDXに対応するためのICT機器導入に要する本会が適当と認める経費を対象とする。

（申請受付期間）

第4条 令和4年6月13日から令和5年1月20日までとする。ただし、予算額上限に達した場合は受付期間内であっても募集を終了するものとする。

（助成額）

第5条 1組合1案件を上限として、ニューノーマル対応機器・備品及びDXに対応するためのICT対応機器購入に係る助成対象経費総額（税抜）の2/3以内であって100,000円（税抜）を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第6条 組合は、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ様式第1による助成金交付申請書（正1通）を本会会長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 本会会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金の交付の決定を行い、様式第2により組合に通知するものとする。この場合において、本会会長は、助成金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

- 2 審査の結果、交付決定額は、申請額から減額して決定する場合がある。
- 3 交付決定額は、助成額の上限を示すものであり、最終的な助成額は、事業完了後の完了検査で査定の上確定する。そのため、助成額は交付決定額から減額されることがある。

(助成対象経費の詳細)

第8条 助成対象経費は、新型コロナの感染拡大防止策に係るニューノーマルへ対応するための機器・備品の購入又はWEB会議及びDXに対応するためのICT機器導入に要する次の(1)～(4)の条件に適合する経費であること。

- (1) 様式2による交付決定後に発注又は契約、取得した物品であり、設置、検収、支払い等すべての手続きが令和5年2月10日までに完了すること
- (2) 助成対象(単価、数量等)が報告書類(帳票類等)により確認が可能であり、かつ、新たな取組に係るものとして明確に区分できる経費
- (3) 財産取得となる場合は、所有権等が申請者に帰属する経費
- (4) 申請者が直接契約するもの

(助成対象外経費)

第9条 新型コロナウイルス感染拡大防止又はDX対応とは無関係の単純な物品購入や公序良俗に反する物品、交付決定以前の購入物品、消耗品、保証料その他本会が適当でないと判断する物品は助成対象外とする。

なお、交付申請書に記載した経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は助成対象外とする。

(申請の取下げ)

第10条 組合は、第7条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には申請の取下げをすることができる。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、交付決定を受けた日から30日以内とする。

(助成事業の内容の変更)

第11条 組合は、助成事業の内容の変更(経費の配分の変更を含む。)をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を本会会長に提出し、その承認を受

けなければならない。

- 2 本会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、変更の理由及び内容が適正と認めるときは、様式第4により、組合に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第12条 組合は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による申請書(正1通)を本会会長に提出しなければならない。

(事故の届出)

- 第13条 組合は、非常災害等により助成事業が当該助成事業に係る事業完了期限までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第6による事故報告書(正1通)を本会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業完了期限)

- 第14条 組合は、令和5年2月10日までに支払いを含む事業の全てを完了するものとする。
- 2 組合は、令和5年2月10日までに事業を完了する見込みがなくなったときは、速やかに様式第7による事業完了期限の延長承認申請書(正1通)を本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、延長することのできる期限は令和5年2月28日までとする。
- 3 本会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、期限延長の理由が適正と認めるときは、様式第8により、組合に通知するものとする。

(経費の支払い等に関する遵守事項)

- 第15条 経費の支払いに関しては以下のとおりとする。

- (1) 経費の支払いは原則振り込み払いとし、申請者名義の金融機関の口座からの振り込みとする
- (2) 組合員や役職員、その他申請者とは異なる名義で支払った経費は助成対象外とする
- (3) 助成対象経費の支払いとその他の取引が混合する場合は、対象経費が明確に判別できるようにすること
- (4) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先名義と口座番号を確認するため、振込完了画面(又は振込履歴)と通帳(又は当座勘定照合表)の写しを提出すること
- (5) 契約・支払い確認に係る書類の宛先は、申請者名であること

(実績報告)

第 16 条 組合は、助成事業の完了後 15 日以内（ただし、第 12 条の規定により助成事業の廃止の申請をしたときは、当該申請から 10 日以内）に到達するように、様式第 9 による実績報告書（正 1 通）を本会会長に提出しなければならない。

2 第 14 条第 3 項の規定による事業完了期限の延長承認を受けた組合に係る実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、本会会長が別途定めるものとする。

(完了検査)

第 17 条 前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、本会職員が助成事業の実施場所を訪問し、購入品等の確認、支払った経費に係る経理関係書類の確認を行うものとする。

2 やむを得ない理由がある場合には、購入品の写真を提出することにより、完了検査に代えることもできる。

(助成金の額の確定及び通知)

第 18 条 本会会長は、第 16 条第 1 項による報告の審査並びに前条による完了検査の結果、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認をされた内容。）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額の確定をし、様式第 10 により組合あてに通知するものとする。

(助成金の精算払の請求)

第 19 条 組合は、前条の規定により、本会会長から助成金の額の確定通知を受けた日から 5 日以内に様式第 11 による補助金精算払請求書（正 1 通）を本会会長に提出し、助成金の精算払を受けることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第 20 条 本会会長は、組合が助成金を他の用途に流用し、又は助成金の交付の内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 本会会長は、助成金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第 21 条 組合は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、様式第 12 による助成金返還通知書に従って助成金を返還しなければならない。

(助成金に係る経理)

第 22 条 組合は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日に属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(助成事業の監査)

第 23 条 本会会長は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、本会職員に組合の監査を行わせることができる。

(その他)

第 24 条 本会会長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。